

医療機関における臨床心理職（国家資格）に関するお願い

臨床心理職の国家資格化を通じて国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会御中  
医療心理師国家資格法を実現する議員の会 御中

要望者 医療機関における臨床心理職及び医療スタッフ有志

代表 高塚雄介（日本精神衛生学会理事長）

浦田英範（医療法人静光園第二病院）

本多雅子（神戸大学医学部付属病院）

一 お願いの要旨

現在、二つのケアにかかる心理職の国家資格化に向けて、二つの議員連盟において検討いただいていることに厚くお礼申し上げます。

さて、二つの心理職の国家資格化の検討において、私ども医療機関で働く臨床心理士として、以下の点を「配慮願いたく、よろしく」高配のほどお願いいたします。

二つのケアには、相談者である国民との信頼関係及び関係職種間の協力関係が不可欠です。現在検討されている「臨床心理職」と「医療心理師」は、名称は異なっても、類似する心理相談等の仕事に当たることになると考えられます。「承知のとおり医療機関には既に少なくとも四〇〇〇余名の臨床心理士が業務を行っております。この現実をしっかりとふまえ、混乱のない形で国家資格化をご検討下さいますようお願いいたします。

二 要望事項

利用者の国民と、連携するスタッフが混乱しない一つの資格にして下さい。

名称を臨床心理士（仮称）に統一して下さい。

もしも、四年制卒と修士課程修了の二つの資格となる場合にも、連続性を持った資格にして下さい。

（署名は医療機関勤務者ご本人のみお願いします。）

氏名	医療機関・都道府県	職種

取り扱い送付先 臨床心理職国家資格推進連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル501

日本心理臨床学会内 推進連事務局（七月中旬まで）

